

法人会 NEWS

令和3年2月19日発行

第95号



迫町・おおあみイルミネーション（大網商工振興会）

今年も迫町佐沼大網地区の沿道がイルミネーションで飾り付けられました。

コロナの影響で市内のほとんどのイベントが中止・延期となる中、市民の皆さんに少しでも明るさを取り戻し楽しんでいただければと実施しました。

19回目となる今回は、登米総合産業高校によるプロジェクトマッピングも行われました。

目 次

- P.1 迫町 おおあみイルミネーション
- P.2~3 令和3年度税制改正への法人会提言
- P.4~5 法人会トピックス、会員企業リレー
- P.6 佐沼税務署からのお知らせ
- P.7 宮城県税事務所からのお知らせ
- P.8 消費税期限内納付

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。※事前にダイレクト納付利用登録の提出が必要です。
※届出者の提出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告するとこんなメリットが！

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会オリジナルキャラクター「けんけ」

イタックス 検索

法人会 令和3年度税制改正 提言

中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会はこのほど、令和3年度の税制改正に向けた提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めた提言活動を開始しました。

新型コロナ感染拡大の収束が見えず、長期化が見込まれる中で、法人会は足元では感染対策と経済活性化の両立を図ることが求められるとした上で、経営基盤が脆弱な中小企業

に効果的な支援措置を講ずるよう求めました。

さらに、今回のコロナ対策で赤字国債が追加発行され、一段と財政悪化は急速かつ深刻化していることを指摘し、本格的な税財政改革に取り組むよう、強く求めました。

紙幅の関係上、抜粋要約掲載いたします

I 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のス

1. 新型コロナウイルスへの

対応と財政健全化

新型コロナウイルスは収束かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えて

そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄つたコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

2. 社会保障制度に対する

現状は、少子高齢化が進み、

その影響は長期化が予想され

る。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を

図つていかなければならぬ。

とりわけ、コロナ禍の影響

によって発生した生活困窮者

には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を

迅速に講じていくことが重要である。

(1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金

求めるよう。

な回復に向けた施策を講じる必要がある。

なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチエックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与える、成長を阻害することが考えられる。

すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもで

ており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求める。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

社会保険のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化等、抜本的な施策を実施する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給

付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

給付の急増を抑制するためには、介護保険においては、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給

- 付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。
- その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
- また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しな

ければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

② 同族会社も業績連動給与による人件費の抑制。

③ 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

④ 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減

① 中小企業が事業継続するための税制措置

② 事業承継税制関係

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

1. 法人税関係

中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。

さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必

措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなられば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

欧洲並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

3. 相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する

(1) 役員給与の損金算入の拡充
① 役員給与は原則損金算入とすべき。

② 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に对しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

行動する法人会

自民党
予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
11月5日

財政・金融・証券
関係団体委員長 古賀 篤 氏他



公明党
税制改正要望等ヒアリング
11月17日

財政金融部会長 太田 昌孝 氏他

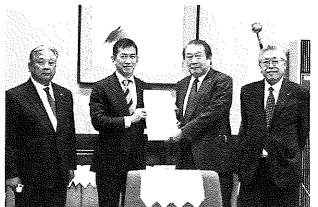


一令和3年度税制改正に関する提言活動

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

財務省
10月14日

財務副大臣 中西 健治 氏



国税庁
表敬訪問 11月26日

長官 可部 哲生 氏
次長 鎌水 洋 氏
課税部長 重藤 哲郎 氏



右手前から重藤課税部長、可部国税庁長官、鎌水次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事

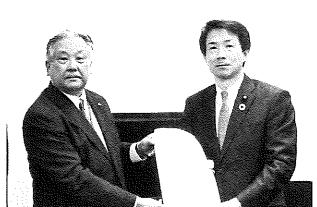
立憲民主党
会派 財務金融部会 税制改正要望ヒアリング
11月18日

財務金融部会長 牧山 ひろえ 氏他



国民民主党
税制調査会長 大塚 耕平 氏他
11月19日

税制調査会長 大塚 耕平 氏他



総務省
10月19日

自治税務局長 稲岡 伸哉 氏



中小企業庁
10月21日

長官 前田 泰宏 氏
事業環境部長 飯田 健太 氏



右から 飯田事業環境部長、飯野税制委員長、
松崎専務理事、田中税制副委員長

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

令和3年度 税制改正 スローガン

総論

●コロナ禍における
厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性ある
支援と税制措置を！

●厳しい財政状況を踏まえ、
コロナ収束後には
本格的な税財政改革を！



会長・筆頭副会長・税制委員長とで提言書を提出

登米市長・議会議長へ
令和3年度税制改正要望提言書を提出！

法人会では、全国約80万社の総意をもとに、
令和3年度税制改正に向け、政府・政党・関係省
庁等に対して建設的な意見を提言し、その実現
を強く訴えております。

12月11日、登米法人会でも、中小企業の活性化に配慮した税制の実現をめざし取り纏めた
「令和3年度税制改正提言書」を熊谷登米市長、
及川登米市議会議長にそれぞれ提出し、要望の実現を訴えました。

法
人
会
ト
ピ
ク
ス

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

会員企業リレー vol. 28

「楽しい憩いの場として」



山崎 準一郎 駅長

《米山支部》
道の駅 米山

「米山産の新鮮野菜と果物、ニーズに応えた品揃えでお待ちしております」と話す“道の駅米山”様を訪問しました。

平成21年5月、宮城県で7番目、登米市で2番目にオープンした道の駅。運営は、地元7つの生産組織から構成された株式会社Y・Yです。地元で収穫された野菜・果物をメインに、加工品(お餅等)や肉類・生花などがところ狭しと並び、隣には地産地消のレストランもあります。

オープンして10年が過ぎ、お客様のお目当て商品も確立され季節ごとにその商品を求めるために遠路より足を運んでくれる方々もいらっしゃいます。しかし、より良い道の駅にすべく日々勉強を重ねているという山崎駅長は、東北六県内の道の駅全てを訪ね歩くほど勉強熱心な方。常に心掛けているのは、お客様には明るく挨拶することだそうです。

道の駅米山には、登米市米山町出身名力士、第三代横綱丸山権太左衛門の銅像があり、敷地内に土俵があることから、年に数回“相撲大会”が開催されます。幼少期からこの土俵で練習を積み重ねてきた、米山町中津山出身下山さんは昨年度時津風部屋に入門し、現在三段目で頑張っています。また、ゴー

ルデンウィークには、西側の約100aの圃場に100万株60種類のチューリップが咲き誇るチューリップまつりが開催されますが、植え付けから手入れ全て道の駅米山の出荷者会員と役職員で行っています。それもこれも、多くのお客様に見て楽しんでいただきたい、道の駅米山が、楽しい憩いの場となってほしい、そんな思いで一生懸命頑張っているのだそうです。

そして、何か食べたくなったら道の駅米山へ、何かお土産をとなったら道の駅米山で食事や買い物をしていただければ嬉しいことです、とお話し下さいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会 ● ● クス 法人会 ● ● クス



「税に関する標語」優秀作品決まる!

第8回目の募集となった今回は、登米市内18の小学校から418点の応募がありました。11月4日に選考委員会を開き、厳選なる審査の結果、最優秀賞2点・優秀賞6点・優良賞21点・佳作13点が決定。新型コロナの影響により表彰式は、中止となりましたが、学校へ出向き、最優秀賞を受賞した児童へ表彰状と記念品を手渡してきました。また、入賞作品は、イオンタウン佐沼内に展示をし、多くの皆さんにご覧いただきました。

法人会 ● ● クス 法人会 ● ● クス



年末調整実務研修会を開催!

年末調整は、大部分の給与所得者が必要となる手続きです。令和2年分の年末調整は、給与所得控除額や基礎控除など改正点も多いことから、適正な手続きをしてもらう一助になればと迫公民館の軽運動場を会場に開催。新型コロナ感染予防に配慮し2日間の日程を設けました。講師は、佐沼税務署 法人課税部門 遊佐上席調査官。受講者には、年末調整のしかたについてDVDを見ていただき、その後、講師より改正点や間違いやすい点などをご説明いただきました。

あなたの確定申告をサポートします ～佐沼税務署から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「寄附金控除（ふるさと納税など）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■お役立ち情報の収集・申告書の作成！

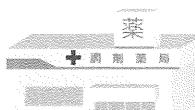
確定申告特集ページの①「確定申告書等の作成はこちら」から申告書を作成することができます。

また、給与所得者の皆様方に向けては、②「ふるさと納税をされた方へ」、③「医療費控除を受ける方へ」やなどの情報も掲載しています。

なお、申告書の作成手順などは、④「動画で見る確定申告」をチェックいただき、ご質問は、⑤「税務相談チャットボット」に相談することもできます。



◇ 寄附金控除
(ふるさと納税)



◇ 医療費控除

【確定申告特集ページトップ画面】

確定申告会場にお越しになる方へ
確定申告書等の作成はこちら▶
令和2年分 確定申告
確定申告
【国税庁からのお知らせ】
スマートフォンでの申告がさらに便利に！
マイナポークンから控除証明書類を取得！
Chrome ×マイナンバーカード対応ります！
確定申告に関する情報を見る
寄附金控除
ふるさと納税をされた方へ
医療費控除を受ける方へ
動画で見る確定申告
ト国税デラックスページ ② ご要望・説明料リマネー ③ お問い合わせ ④ サイトマップ
Copyright © 2020 NATIONA TAX AUTHORITY. All Rights Reserved. 国税庁

■「スマホ」でe-Tax！

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォンがあれば、ご自宅で申告書の作成からe-Tax（ネット申告）による送信（提出）ができて便利です。

また、マイナンバーカードなどをお持ちでない方も、税務署から発行されたe-Tax用のID・パスワードでe-Taxができます。



↑確定申告特集ページはこち
ら



■確定申告が必要な方

次のような方は、確定申告が必要な場合がありますので、申告漏れにご注意ください。

【申告が必要な例】



◇ 副業の利益
(ネットオークション)
(フリーマーケット)



◇ 2以上の勤務先
からの給与所得
(フリーマーケット)



◇ 暗号資産の売却等
による利益



◇ 金地金の売却益
◇ 競馬などの公営
競技の払戻金に
による利益



(注) 年末調整において配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けている方で、配偶者の方が確定申告を行った場合には、その控除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

■確定申告会場にお越しになる方へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、会場に入場するためには「入場整理券」が必要です。詳しくは、⑥「確定申告会場にお越しになる方へ」をご覧ください。

詳しくは ⇒ 確定申告 検索

① 自動車税種別割のトラブルが増えております！
～自動車税種別割は4月1日現在の所有者に課税されます～
所有者等の変更登録は3月31日までに済ませましょう！

自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）の時点で車検証に記載されている所有者（割賦販売の場合は、使用者）が納める税金です。年度途中で他の人に名義変更された場合でも、4月1日現在の所有者が1年分の税金を納めることになります。移転登録を怠ったためにトラブルになることが増えておりますので、自動車を譲り受けたり、手放したりした場合には、3月31日までに必ず名義変更を済ませましょう。

【自動車税種別割・トラブル防止5か条】

1 自動車を譲り受けた

自動車を友人などから譲り受けたときは、必ず移転の登録をしましょう。

- ・移転登録を怠ると、いつまでも旧所有者（譲渡者）に自動車税種別割が課税されます。

2 手放した自動車の納税通知書が届いた

自動車を譲り渡したり、下取りに出したりするときは、必ず移転の登録をしましょう。

- ・移転登録が4月以降にされた場合は、旧所有者に課税されます。

3 転居した

転居された方は、自動車（車検証）の住所変更の登録をしましょう。

- ・住民票を移しても車検証の住所は変わりません。

4 自動車が壊れて動かなくなった

壊れて動かなくなった場合には、抹消の登録をしましょう。

- ・抹消登録を怠っているといつまでも自動車税種別割が課税されます。

5 納税証明書を紛失した

納税証明書は車検証と一緒に保管しましょう。

- ・運輸支局において、自動車税種別割の納付の有無を電子的に確認しますので、未納がない場合には、継続検査時に納税証明書の提示を省略できます。

なお、自動車税種別割の納付後直ちに継続検査を受けるような場合には、県から運輸支局へのデータ送信が間に合いませんので、納税証明書の提示が必要となります。納税証明書を紛失し再発行が必要な場合には、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

自動車税種別割の納付・証明書に関するることは、東部県税事務所登米地域事務所まで

登米市迫町佐沼字西佐沼150番5号

TEL 0220(22)6114

自動車の登録に関することは、東北運輸局宮城運輸支局まで

仙台市宮城野区扇町3丁目3番15号

TEL 050(5540)2011

消費税の期限内納付を 忘れずに。



消費税には申告・
納付期限^(※1)があります。

申告・納付には
e-Taxが利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。^(※4)

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。